

豊見城市自治会 ICT 化応援事業サポート委託業務

企画提案公募要領

■受付期間

公募開始の日から令和3年7月12日（月）午後5時まで

■受付時間

午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

※正午から午後1時までを除く。

■受付先及び問い合わせ先

豊見城市 市民部 協働のまち推進課（担当：協働のまち推進班 賀数）

〒901 - 0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

メールアドレス:kyoudou@city.tomigusuku.lg.jp

TEL : 098 - 850 - 0159 FAX : 098 - 850 - 5820

1. 業務目的

新型コロナウイルスの影響に伴い、自治会活動が自粛、縮小される中、感染症対策と地域活動を両立させるため、自治会長会のオンライン対応（Web会議等）が可能となるよう各自治会のインターネット環境及び情報機器等の整備を行い、情報機器やGoogleアプリケーション等の使用方法に関する研修の実施、自治会長会Googleサイトの作成等を行う自治会へのサポート業務を実施する。

2. 委託業務の内容

- (1) 業務名：豊見城市自治会 ICT 化応援事業サポート委託業務
- (2) 業務期間：契約締結の日から令和4年2月28日まで
- (3) 業務内容：仕様書（別紙）

3. 上限額

- (1) 企画提案書にあつては4,180,000円（消費税を含む）を上限額として見積もること。
また各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

4. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所又は、従たる事務所を有する民間企業、特定非営利活動促進法に基づく非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体。
- (3) 本実施要領や仕様書等に記載された内容を遵守できる者。
- (4) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 豊見城市契約規則に対応できる者。
- (7) 国税及び地方税に滞納がない者（法人及び代表者個人）。
- (8) 十分な連絡体制、遂行体制がとれるよう専任の担当者を割り当てること。

5. 企画提案応募について

※企画提案書を提出する際は、事前に担当者と調整を行うこと。

- (1) 応募を希望する者は、次の書類を提出すること
企画提案書
※作成については「6. 企画提案書について」を参照すること。
- (2) 企画提案参加申込書等の配布について
①配布方法：豊見城市ホームページへの掲載
②配布期間：公募開始の日から令和3年7月12日（月）午後5時まで
※原則、窓口で配布は行っておりません。
- (3) 企画提案書の提出先
豊見城市役所 市民部 協働のまち推進課
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1（豊見城市役所2階）

(4) 企画提案書の提出期限

令和3年7月12日（月）午後5時まで

※郵送や電送による提出は受理いたしません。

※提出期限までに全ての必要書類の提出がないものは無効となります。

6. 企画提案書について

(1) 企画提案書の構成

企画提案書は、次のとおり正本1部、副本9部を提出していただきます。

申込みに際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。企画提案書は、次の書類の番号順に目次、インデックスを作成し、番号毎に書面の下の中央にページ番号を付けること。コンソーシアムではない等、書類が無い場合も番号を繰り上げたりはせず、書類の番号は次のとおりとすること。フラットファイル等の表紙と背表紙に「豊見城市自治会 ICT 化応援事業サポート委託業務企画提案書」と表記し、「申込団体名」も表記すること。また、表紙には「企画提案選定資料」とも表記し、コンソーシアムの場合は「各構成員全ての名称」も表記すること。

- ① 企画提案参加申込書（様式1）
 - ② コンソーシアム構成書（様式2） ※コンソーシアムの場合
 - ③ 組織概要等
 - ④ 提案書
 - ⑤ 見積内訳書
 - ⑥ 本業務と同等の実績一覧
 - ⑦ その他の説明資料
 - ⑧ 定款（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
 - ⑨ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録等）
 - ⑩ 法人県民税の直近1年分の納税証明書 ※法人の場合
 - ⑪ 代表者個人の市町村民税の直近1年分の納税証明書
 - ⑫ その他市長が必要と認める書類
- ※ コンソーシアムの場合は、各構成員全ての書類を提出すること。

7. 質問及び回答

(1) 質問受付方法及び期限

本業務に関し質問する者は質問書（様式3）に必要事項を記入の上、下記期限内に電子メール又はFAXにより提出すること。

※送信の際は、件名に「自治会 ICT 化応援事業サポート委託業務に係る質問」としたうえで送信すること。

※期限：公募開始の日から令和3年7月5日（月）午後5時まで。

(2) 質問受付先

豊見城市 市民部 協働のまち推進課（担当：協働のまち推進班 賀数）

メール：kyoudou@city.tomigusuku.lg.jp

T E L：098-850-0159

F A X：098-850-5820

※メール等送信後は、電話にて着信の確認をすること。また、質問が無い場合は、送信していただく必要はありません。

(3) 質問に対する回答

質問者に対して回答するとともに、協働のまち推進課窓口において掲示する。

※回答及び掲示については随時行います。

8. 実施スケジュール

- ・企画提案参加申込書等配布期間

令和3年6月28日（月）～令和3年7月12日（月）

- ・質問受付

令和3年6月28日（月）～令和3年7月5日（月）

- ・企画提案書の提出期限

令和3年7月12日（月）

- ・書類審査

令和3年7月14日（水） ※予定

- ・書類審査の結果通知

令和3年7月16日（金） ※予定

- ・プレゼン審査

令和3年7月26日（月） ※予定

- ・プレゼン審査の結果通知

令和3年7月28日（水） ※予定

- ・契約締結

令和3年7月30日（金） ※予定

9. 受託予定者の選定について

(1) 適正な参加申込のあった者（以下「参加者」という。）について、協働のまち推進課において書類審査を行ったうえで、本市の設置する企画提案選定委員会において審査（プレゼンテーション等）を行い、提案された内容を総合的に評価して受託予定者を選定する。なお、応募者多数の場合は書類審査において上位5者程度を選定し、プレゼン審査を行うものとする。

(2) 参加者が1者の場合も審査を行うものとし、欠格基準を設けるため必ず選定されるわけではない。

(3) 選定結果については、全ての参加者へ通知する。

※業務実施にあたっては、提案された業務内容について仕様書等を基に本市と協議して進めていくものとする。

(4) 評価項目については、別紙1のとおりとする。

10. 委託契約について

(1) 委託契約について必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議を行うものとする。

(2) 契約金額は受託予定者が提案した見積額を基に「3. 上限額」の範囲内とする。

11. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本円とする。
- (2) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等への出席に要する全ての経費については、参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正及び変更については一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書など全ての書類については返却しない。
- (5) 提出された企画提案書の審査内容、審査経過については公表しない。
- (6) 選定結果等の異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。
- (7) 1事業者あたり提案は1件とする。

(別紙1) 評価項目

審査項目		審査内容	配点
1	自治会長会 Google サイト	<ul style="list-style-type: none">・提案内容は仕様書の内容に沿っているか・サイトやマニュアルを理解し易く、利活用し易いよう作成する提案になっているか・自治会長会の資料等を効果的に発信できる内容の提案になっているか	10
2	自治会向け 研修	<ul style="list-style-type: none">・提案内容は仕様書の内容に沿っているか・研修の実施体制やスタッフ配置は十分か・理解し易い研修となる提案になっているか	10
3		<ul style="list-style-type: none">・質疑応答集を理解し易く、利活用し易いよう作成する提案になっているか・質疑を経て段階的なスキルアップが期待できるか	10
4	遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・業務の遂行能力を備えているか・業務の実施体制は適切か・過去の実績は十分か	10
5	費用対効果 ・プレゼン	<ul style="list-style-type: none">・費用に対し効果的な内容か・提案内容についての説明が明瞭であり、説得力があるか	10
合計			50